

意見の内容と県の考え方

【利用のための規制（野生動物への餌付け等行為）に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>第18条（利用のための規制）の対象は「何人も」としていることから、公園内でハトを追いかける幼児も規制及び罰金の対象となる。</p> <p>条文に但し書きを設け、野生動物の身体に触れるなど危害を加えない範囲での幼児の行動については、保護者同伴においてその限りではない旨を加筆していただきたい。</p>	<p>第18条第1項第3号の規定は、野生動物への餌付けや接近、つきまとい行為（以下「餌付け等行為」という。）であって、「自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行う」ことを規制します。</p> <p>「自然公園の利用に支障を及ぼすおそれ」については、当該地域における野生動物の生息状況や生態、公園利用状況の特性、その行為の目的や態様（悪質性、反復性）、過去の事例等を踏まえつつ、科学的知見等により判断することとなりますが、ご意見をいただいたような幼児がハトを追いかける行為や民家敷地内の小鳥の給餌台等は、自然公園の利用に支障を及ぼすおそれがないため、規制の対象とはなりません。</p>
2	<p>公園内の民家敷地内において、個人が楽しむ範囲で、小鳥などが来るように餌場を設置する行為も規制対象となるのか。</p>	<p>野生動物に著しく接近することで、野生動物の人に対する警戒心が低下し、野生動物による人的・物的被害、歩行通行の支障や公園施設の閉鎖等、自然公園の利用に支障を及ぼすおそれが想定されますので、規制の対象としています。</p> <p>具体的には、観光客やカメラマン等が撮影のために著しく接近する行為も規制対象となり得ますが、どの程度の行為が規制対象となるかについては、当該地域の野生動物の生態や、野生動物の生態が変化したことにより実際に生じた公園利用上の支障又はそのおそれが生じた過去の事例、科学的知見等を踏まえ、個別具体的に判断することとなります。</p> <p>なお、希少種の保護等の野生動物の保護管理や学術研究その他公益上の目的で行われる行為については、原則として「みだりに」なされたものとは判断せず、規制の対象とはなりません。</p>
3	<p>野生動物の観察や、カメラマンの写真撮影のための「接近」も規制対象となるのか。野生動物への接近とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。</p>	<p>餌付け等行為により、人への警戒心が低下した野生動物による人的・物的被害、歩行通行の支障や公園施設の閉鎖等、自然公園の利用に支障を及ぼすおそれが生じないように、野生動物への餌付け等行為を規制します。</p>
4	<p>無責任な餌付けにより人的被害が発生する可能性があるため、ぜひ餌付けは規制していただきたい。</p>	<p>餌付け等行為により、人への警戒心が低下した野生動物による人的・物的被害、歩行通行の支障や公園施設の閉鎖等、自然公園の利用に支障を及ぼすおそれが生じないように、野生動物への餌付け等行為を規制します。</p>

【罰則に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	<p>改正条例において、無許可行為（第12条第3項違反）をした後に、中止命令等違反（第15条第1項違反）をした場合、第34条の罰則はどのように適用されるのか。また、旧条例で考えた場合は、どう適用されるのか。</p> <p>旧条例では、無許可行為と中止命令等違反の罰則に差があり、中止命令等に従わなかった場合、より重い罰則の適用があることが明文上明らかであったが、改正条例では、その差がなくなったため、中止命令等違反の場合、より重い刑に処されるのか整理いただきたい。</p>	<p>第12条第3項及び第15条第1項のそれぞれに違反した場合は、改正条例においては、第34条の罰則が適用されます。また、旧条例においては、第12条第3項違反に対しては第34条の罰則が、第15条第1項違反に対しては第35条の罰則が適用されます。</p> <p>なお、個別具体的な事案における罪数関係や量刑に関しては、司法の判断に委ねられますので、回答は差し控えます。</p>
6	<p>自然公園内の木竹伐採について、対象区域外の木竹伐採を禁止する条件を付して許可をした場合、その許可区域外で行われた伐採行為は、許可条件違反（第35条適用）として、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となるのか。もしくは、無許可行為（第34条適用）として、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となるのか。</p> <p>旧条例では、許可条件違反と無許可行為に対する罰則が同じ（第35条）であったが、改正条例では、どちらの違反行為と捉えるかで罰則の重さが変わってしまうため整理いただきたい。</p>	<p>どの罰則が適用されるかは、個別具体的な条件の内容や、その違反の態様によって異なりますので、一概にはお答えできません。</p>
7	<p>自然公園内の木竹伐採について、対象時間外の木竹伐採を禁止する条件を付して許可をした場合、その許可時間外に行われた伐採行為は、許可条件違反（第35条適用）として、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となるのか。もしくは、無許可行為（第34条適用）として、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となるのか。</p> <p>許可区域外の伐採行為は、本来禁止されている伐採行為と同等の罪の重さとするのが合理的（保護法益として木竹の保護が侵害）と考えるが、許可時間外の伐採行為は、保護法益が上記と異なる（伐採による騒音等が近隣地区の静穏な環境を侵害）ため、無許可行為ではなく、単なる許可条件違反として軽い罪とすることに合理性があると考える。許可条件の内容によって、罰則に違いがあるのか疑問が生じたためお尋ねする。</p>	

【その他】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	<p>自然公園内の未舗装歩道で規制対象とする車両は、マウンテンバイク以外にどのようなものが対象となるのか。</p>	<p>規制対象として想定している車両は、道路交通法により定義されている自動車、原動機付自転車、軽車両を想定しています。</p>
9	<p>関係団体、専門家（環境関係、国立・国定公園関係、法律関係）へ再度確認し、拡大解釈・修正不足等の間違いの無いようにしていただきたい。</p>	<p>関係団体、自然環境及び法律関係の学識経験者等から成る審議会に諮ったうえで、誤り等がないように改正します。</p>